

相続手続の必要書類

一般的な必要書類

亡くなられた方(故人)

- 出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍の謄本
- 住民票の除票(必要に応じて戸籍の附票)

相続人全員

- 戸籍謄本
- 印鑑証明書
- 住民票
- 遺産分割協議書(相続人全員の実印を押印します。)

相続財産に応じて必要となる書類

不動産

- 登記済権利証
- 登記事項証明書(法務局で発行)
- 固定資産評価証明書(市町村役場で発行/23区は都税事務所)
- 名寄帳(市町村役場で発行/23区は都税事務所)

預貯金

- 預貯金の通帳
- キャッシュカード
- 残高証明書(金融機関で発行)

有価証券(株式等)

- 取引残高報告書
- 残高証明書

保険

- 保険証券
- 保険会社から送付された証券番号等がわかるもの

ローン

- 借入れの残高証明書
- 金銭消費貸借契約書

※上記の資料の全てが揃っていなければ手続できないというものではありません。

※個々の事情により、上記以外の資料が必要となる場合もあります。詳しくは、お電話またはメールにてお問い合わせください。